

一般社団法人 日本育脳協会 入会規約

第1条 会員

この法人の目的に賛同して入会した団体

第2条 入会資格

- (1) 乳幼児・子どもの教育に携わる団体
- (2) 本会の趣旨をよく理解し、賛同したもの

第3条 入会金・年会費

- (1) 入会金 10,000 円 (税込 11,000 円)
- (2) 年会費 10,000 円 (税込 11,000 円)

第4条 入会期間

原則として入会申込書を提出後、会費納入完了日から、その年度終了日（3月31日）まで。期間終了後は、退会手続きを行わない限り、次年度へ自動更新とする。
なお、次年度の退会手続きは、2月15日までにを行うこと。

第5条 禁止事項

会員に提供される情報・配布物を、本会の許可なく第三者に提供することを禁じる。

第6条 退会処分

以下の項目のいずれかに該当する場合、本会は会員を即時退会処分できるものとする。

- (1) 入会時に虚偽の申告をした場合
- (2) 規約に違反した場合
- (3) 本会に著しく不利益をもたらすような行為をした場合
- (4) 年会費の支払いが滞った場合

第7条 退会手続き

会員は退会届を提出し、受理された日を退会日とする。
入会途中で退会する場合、いかなる理由があっても入会金・年会費の払い戻しはしない。

第8条 変更の届出

会員は入会申込書の届出に変更があった場合、速やかに変更を届け出ること。

第9条 規約の変更

本会は会員の了承を得ることなく、本規約を随時変更することができるものとする。